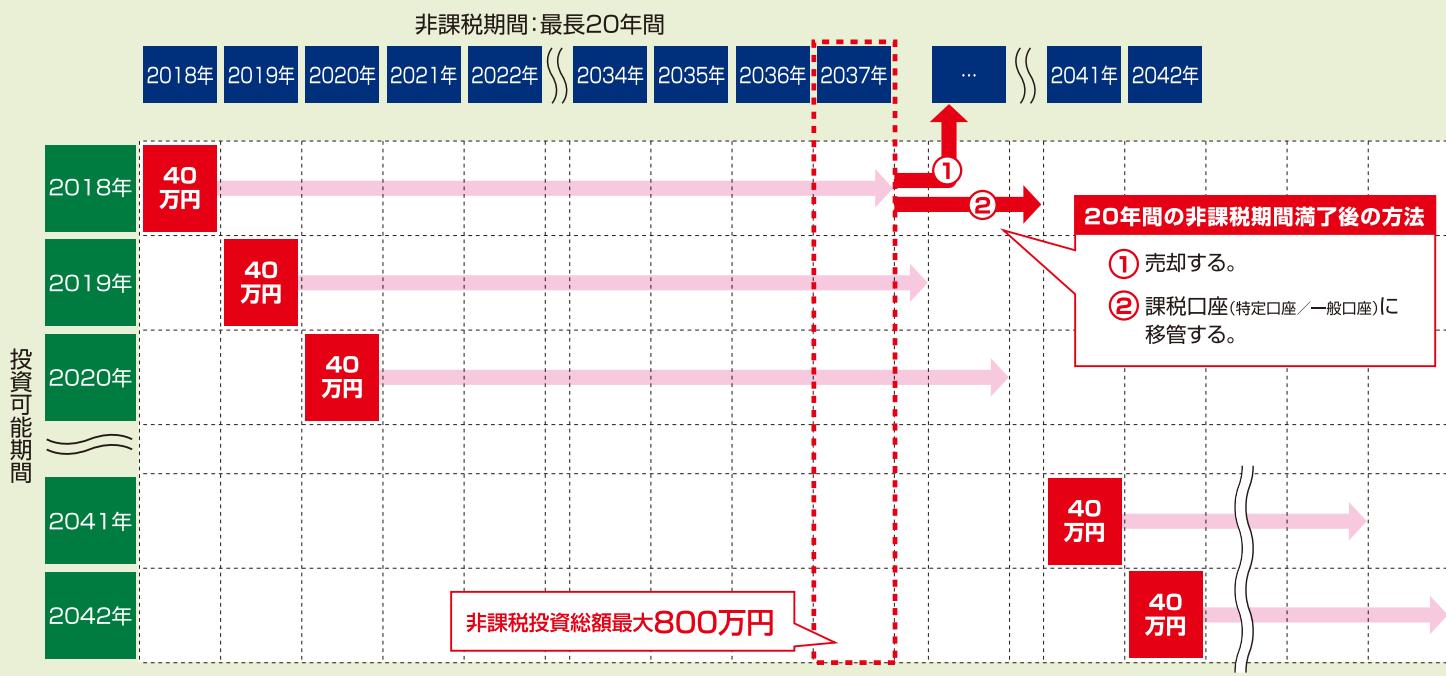




# つみたてNISA

## つみたてNISAの制度イメージ



■ “つみたてNISA”は長期・積立・分散の3原則を活用して、リスクを抑えた安定運用を目指す方におすすめです。

### 利用者の声

つみたてNISAは一般NISAよりも非課税期間が長いので、長期投資の恩恵を得やすいと思ってつみたてNISAを活用しています。



長期保有がしやすく、少額から始められるつみたてNISAが良いと思います。



つみたてNISAは購入するタイミングを考えなくていいので、手間のかからないのもメリットの一つです。



毎月コツコツ積立てたい人

iDeCo + つみたてNISA

iDeCoは、60歳まで掛け金を引き出すことはできませんが、つみたてNISAは非課税期間が長く、いつでも解約が可能です。2つの制度を併用することで、iDeCoで所得控除を利用しながら老後資金の準備をし、つみたてNISAの非課税メリットを活用して、コツコツ資産形成することができます。

NISAとiDeCoの併用はできる

iDeCo



ボーナス等一時金の運用も考えたい人

iDeCo + 一般NISA

毎月の積立てはiDeCoで行い、所得控除を利用しながら老後資金の準備をし、年間120万円までNISA口座の非課税メリットを受けることが可能です。

一般NISA つみたてNISA

一般NISAとつみたてNISAの併用はできない

## 「つみたてNISA」と「NISA」の違い



	つみたてNISA	NISA
投資方法	積立方式	通常買付・積立方式
対象商品	長期積立・分散投資に適した一定の条件を満たした投資信託	上場株式・投資信託等
口座開設可能期間	2042年まで	2023年まで
非課税投資枠	年間40万円	年間120万円
非課税期間	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間
非課税期間の延長(ロールオーバー)	不可	可
利用資格	20歳以上の居住者等	
両制度間の移管、制度併用	相互間の商品の移管は不可、年ごとに選択制であり同一年の併用は不可	
非課税対象	配当金・分配金・譲渡益	

## 「つみたてNISA」の利用ルール



### 1 一人当たり1口座 非課税口座への移管不可



税務上、1年当たり一人1口座に限定されます。非課税口座へ特定口座等で保有している商品を移すことはできず、新たな資金での購入が必要です。

### 2 1年単位で金融機関の変更が可能



一定の手続きをとることで、金融機関を変更できます。

### 3 NISA口座との併用は不可



つみたてNISAは現行のNISAと同一年の併用はできません。ただし、年ごとにどちらかを選択することは可能です。

### 4 積立方式で投資



各年の非課税投資枠の上限である40万円以内であれば、途中で積立金額を変更することも可能です。

### 5 いつでも売却可能



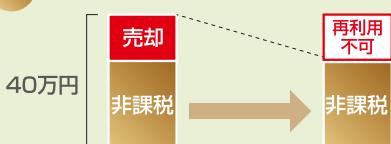
非課税期間に、途中売却はいつでもできます。

### 6 売却すると、その分投資枠は減額



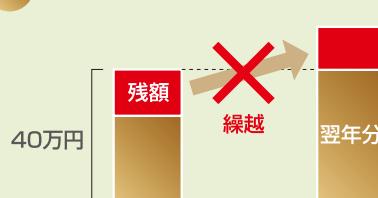
一度売却すると、その分だけ非課税投資枠は減額されます。

### 7 売却した分の再利用は不可



つみたてNISAの非課税投資枠は、年間累計投資額40万円を超えて利用することはできません。つまり、満額まで投資した場合は売却しても非課税枠の再利用はできません。

### 8 残った非課税投資枠の繰越しは不可



上限40万円まで投資をしなかった場合、残した非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。

### 9 他の口座との損益通算は不可



非課税投資枠の資産は他の口座の資産とは別枠であり、売却により非課税口座に損失が出ても、他の口座との損益通算はできません。

## つみたてNISAについてご留意いただきたい点

- つみたてNISAは、年間40万円の枠を超えて買付することはできません。
- つみたてNISAは、定期かつ継続的な方法による買付に限定されます。
- つみたてNISAは、NISAと異なり非課税期間の延長(ロールオーバー)ができません。
- つみたてNISAに係る契約(累積投資契約)により買付された投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知いたします。
- 基準経過日(つみたてNISA(累積投資勘定)を設けた日から10年を経過した日、及び以後5年を経過した日ごと)におけるつみたてNISA口座開設者の氏名・住所を確認させていただきます。定められた確認期間内に確認ができない場合は、つみたてNISA(累積投資勘定)での買付ができなくなります。

## 購入にあたってのご注意(必ずお読みください)

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当金庫でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある株式や債券等で運用するため、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し元本欠損が生ずことがあります。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入いただいたお客様さまに帰属します。